合格者の発表　口述試験の合格者は、平成25年２月８日（金）（予定）にその受験番号を機構において掲示するとともに機構のホームページ上に掲載する。受験者には郵送で試験の合否を通知する。

合格者には通訳案内士試験合格証書を、不合格者のうち筆記試験の合格者には筆記試験合格証書をそれぞれ交付する。

3　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間

平成24年５月14日（月）から同年６月18日（月）まで（ただし、土曜、日曜を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後６時までとする。なお、受験願書を郵送する場合は、６月18日（月）消印有効とする。電子申請の受付期間は、５月14日（月）午前10時から６月18日（月）午後６時までとし、機構のホームページ上に設ける申請用のアドレスからアクセスできることとする。

⑵　受験手数料

受験手数料8,700円（二カ国語受験の場合は17,400円）を郵便振替又は銀行（機構が指定する銀行）振込により機構に納入しなければならない。ただし、電子申請の場合には、クレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みとする。なお、受験手数料は受理した後は返還しない。

⑶　受験願書提出先

株式会社ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係　（〒101―8449 東京都千代田区猿楽町１―５―18　千代田ビル５階、電話番号　03―3219―3510）

4　試験の一部免除

⑴　平成23年度通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験に合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、平成24年度通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

⑵　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当該科目を願いにより免除する。

⑶　以前に他の外国語による通訳案内士（業）試験に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋑日本地理、㋒日本歴史及び㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

⑷　総合及び国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者も含む。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋑日本地理を願いにより免除する。

⑸　財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑹　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⑺　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、当年度試験のうち筆記試験の㋐外国語を願いにより免除する。

⑻　前年度に一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準点に達した者が当年度試験のうち筆記試験の当該外国語を受験する場合は、㋐外国語筆記試験を願いにより免除する。

⑼　⑴から⑻までの免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、⑷から⑹までの免除については、当該免除者であることを証する書面を添付しなければならない。ただし前年度及びそれ以前の試験を受験する際に既に同様の書面を提出済みの者は添付を省略することができる。

5　受験願書用紙及び試験施行要領の交付

受験願書用紙及び試験施行要領は、次の場所で交付するほか、機構のホームページから試験施行要領をダウンロードできる措置を講じ、受験の電子申請も受け付ける。

交付場所：

・㈱ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係
・㈱国際観光振興機構総務部通訳案内士試験係及び同機構のツーリスト・インフォメーション・センター
・各都道府県観光担当課
・㈳日本観光通訳協会
・㈿全日本通訳案内士連盟

郵便により請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載して、140円切手を貼った返信用封筒〈角形２号、長さ33.2㎝×幅24㎝〉を同封して、株式会社ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係宛て請求すること。外国居住者については料金着払い扱いにより受験願書の請求を受け付ける。

公　告

謹　事　項

工場財団

福島県伊達郡川俣町字新中町25番地**野地株式会社**の工場財団に福島県伊達郡川俣町字新中町25番地野地株式会社ファビック及び福島県伊達郡川俣町大字東福沢字祭田15番地１野地株式会社ウィビックの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年５月14日　　福島地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人妹尾勝彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年５月14日　　札幌法務局

元当局所属公証人太田健治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年５月14日　　津地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年５月８日から１年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成24年５月14日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　原田　宗明
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第2041号
事務所の所在地　大阪府東大阪市御厨南二丁目２番50号三容ビル２階
違反行為　他人による業務の取扱い等

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年５月14日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年４月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社片山工務店　代表取締役　片山　恭一　岡山県倉敷市神田四丁目10番15号　国土交通大臣許可（特―19・20）第19950号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。